

補助金申請者がフラット35を活用する場合の事務の流れ まちなか居住推進事業(空き家の購入支援)

- 着色部分が通常の補助金申請と違う点です。

	項目	内容	市	申請者	住宅金融支援機構	金融機関
①	補助金申請	申請者が市にまちなか居住推進事業補助金(空き家の購入支援)を申請	←	○		
①'	フラット35利用申請	申請者は補助金申請とあわせて、フラット35地域連携型利用申請書を市に提出する。	←	○		
②	補助金交付決定、利用対象証明	市は補助金申請書の内容を確認し、交付決定となった場合は、交付決定通知書のほか、フラット35地域連携型利用対象証明書を交付する。(証明書は申請者用と金融機関提出用の2枚渡す)	○	→		
③	融資申込み	申請者は、融資申込み時に利用対象証明書を提出する。(融資申込み時に提出できない場合は、融資実行時まで提出)			○	→
④	融資承認	金融機関は融資を審査。審査後、融資が承認された旨を通知			←	○
⑤	融資	金融機関が申請者に融資			←	○
⑥	(補助事業実施)	(空き家の購入)				
⑦	補助金交付	申請者から実績報告を受領。確定通知を送付。請求書受領。補助金交付	○	→		